

杉並区外部評価委員会定例審議概要

開催日時	平成16年10月29日(金)午後3時30分～午後5時15分	
場 所	区役所中棟4階第1委員会室	
出席委員	山本 清 会長・町田 幸蔵 委員・吉川 富夫 委員	
抽出議案	<p>1. 工事関係議案</p> <p>八成小学校耐震補強工事 路面改良工事(R1・R2) 河川管理用通路舗装補修工事 道路維持補修工事(単価契約)北3</p> <p>2. 委託関係議案</p> <p>高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負 文書交換業務委託 昇降機保守点検業務委託 杉並区済美教育研究所外16施設清掃業務請負</p>	<p>条件付一般競争入札 公募型指名競争入札 指名競争入札 指名競争入札</p> <p>条件付一般競争入札 指名競争入札 指名競争入札 随意契約</p>
主 な 質疑応答	別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見 の具申	定例審議(平成15年度執行の入札に適否について)	
	委員会が抽出した8件の議案にかかる入札については、適正な執行がなされているものと認める。	
	入札・契約制度に対する意見	
	<p>1. 杉並区では、入札監視委員会(外部評価委員会の機能として設置)の設置や一般競争入札導入の設定価格を下げる等、これまでプロセス面の改革を積極的に行ってきたおり評価できる。今後は、競争により価格や落札率が低下している等の結果を区民に知らせ、契約制度改革の実効性が上がり、税金がより効率的に使われているという理解を高める必要がある。</p> <p>2. 業務の効率化及び経費節減の観点から、今までのような積み上げ的な積算体制から脱却して、民間の市場ベースを重視し決定する方式で、積算を行うことを検討する必要がある。</p> <p>3. 入札参加者数を増加させることがより競争性を高めるという観点から、参加者数を増やす試みを一層行う必要がある。</p>	

別紙

委員	区
<p>入札・契約制度について</p> <p>工事の入札については、平成 16 年 4 月から条件付一般競争入札を 500 万円以上から適用する等、さまざまな改革を進めており、平均落札率も毎年のように下がっているという意味で、区の姿勢は評価できる。</p> <p>しかしながら、委託をみると、15 年度から 16 年度にかけては、若干だが、指名競争入札も条件付一般競争入札も落札率が上がっている。これはどのように考えるのか。</p> <p>他のものと比べて、談合を行った業者の指名停止期間はかなり短いような気がする。また、指名停止期間にもばらつきがあるようだが、これまでの改正状況等もあわせ、基準や取扱はどのようになっているのか。</p> <p>指名停止期間の運用にあたっては、判例的な積み上げがあるのか。</p> <p>談合情報取扱規程というのがあるが、談合情報は寄せられているのか。また、談合規程の明確化というのは、何を指しているのか。</p> <p>対策の効果として、入札参加者数の増加は、非常に重要である。どのようになっているのか。</p> <p>昨年、区外の入札参加者数を増やすという試みがあったと思われるが、結果はどうなったのか。</p>	<p>16 年度は年度途中であり、今後の推移を見守りたい。</p> <p>昭和 61 年に指名停止基準を施行した。この基準は、平成 7 年、11 年、13 年、14 年、16 年と改正している。とりわけ、14 年 10 月には、代表役員に対しては最長 2 年とする等、談合における指名停止期間の関係規定を強化した。他区よりは厳しいものとなっている。また、一般的に停止期間は 3 カ月以上としているが、複数の案件にかかる談合については、期間の加算等を行っている。</p> <p>おおむね前例的なものを踏まえ、バランスを欠かないように、過去の推移や悪質性等も考慮し判断している。</p> <p>区内での談合情報は寄せられていない。 談合規程の明確化とは、談合が発生した際の対応等を明確にしたものである。</p> <p>委託の関係では、平均で 15 年度が条件付一般競争入札の関係では 20.1 社であったが、16 年度は 29.1 社になっている。</p> <p>入札参加者を区外にも広く求めるため実施した相互参入方式については、今年度は試行段階であり、今後の状況を見守りたい。</p>

<p>基本的には入札参加者数が増えれば、もっと価格や落札率が下がるのではないかと。実際の入札時における業者の実数は増えているのか。</p> <p>積算方法について、どういうところを問題点として認識して、どのように改善するのか、改善案の一つのメニューとして取り扱ってほしい。</p>	<p>工事案件における 15 年度の条件付一般競争入札の平均入札参加業者数は 12.0 社であった。公募型の指名競争入札では 12.4 社で、指名競争入札では 6.7 社である。16 年 8 月末では、条件付一般競争入札で 13.6 社、指名競争入札では 7.9 社となっている。入札参加者は微増している。</p> <p>現在、積算は、基本的には東京都の基準を参考にしている。ただ、資材価格の高低が相当あり、安いときには全体の価格が下がることがある。</p> <p>積算あるいは単価の設定は、民間と比べて高いのではないかと意見は区議会でも出ている。</p> <p>社会情勢に見合った積算を行うことを課題として認識し、継続して検討していきたい。</p>
<p>審議対象議案について</p> <p>審議案件：道路維持補修（単価契約）北 3 では、入札金額で 1 万 1,000 円の差の間に 9 社が入札している。これについて、どのような感触を持っているのか。</p> <p>審議案件：河川管理道路舗装工事では、入札参加者は区内業者だけなのか。また、同じ資料等に基づき積算している状況で、入札参加者がほぼ同額で入札するのなら、制度を改善する余地がないという印象がある。もし、どうしても仕事が欲しいという会社ならば、何十万円か下げれば、受注できる状況にある。</p> <p>なぜ、そのようなことが起こらないのか、不思議である。</p> <p>審議案件：杉並区立済美教育研究所外 16 施設清掃業務請負は、入札を 3 回行ったが、一番札が辞退して随意契約になったものであるが、他を見ると、各入札で 1 番札をとった業者が最後まで 1 番であり、はたで見ていると奇異に感じる。この点について、どのように考えるのか。</p>	<p>単価契約は、工事による単価の積み上げで、全体の単価と総額、発注限度額、上限を決めている。要望等に比較的柔軟に対応できるようにするため、工事場所や日程があらかじめ定まっていない。一本工事と比較すると、落札率は高目で金額も近い状況がある。</p> <p>予定価格が低いということもあり、入札参加者は区内業者だけである。</p> <p>入札価格に差がでる一番大きい要因は、一般管理費等を計上しない等、利益の部分はどう圧縮するかということにある。また、常用の職員がおり入札時点で仕事がなく低価格で引き受ける等、会社によりその置かれている状況が異なることもあるが、同じ状況になれば、各社とも大きな積算の差はでないと思われる。</p> <p>結果として、このようになっている。</p>

建物総合管理業務請負では、一委託あたりの施設数が異なっている。比較できるものが整っていないと、入札方式の変化によるインパクトなのか、あるいは経済状況なのか、入札参加業者の数なのか、わからない。毎年同じような方法で調査した方がいいと思うが、いかがか。

委託の入札結果の全般を見ると、落札率が100%もあるが、逆に非常に低いものもある。

雇用の関係等の理由からくる低入札的な行為は経年的にあるのか。

最低制限価格に抵触するという事は、反対に見ると、最低制限価格が高いということではないのか。

最低制限価格の決め方は、業種や委託の内容にかかわらず、一律的なものがあるのか、あるいは公表されているのか。

委託案件は最低制限価格を公表していないというのなら、入札側も知り得ない立場なのだから、大きな価格の差は生じないと思われるが、どうなのか。

効率的な清掃委託や業者側のコストや管理経費等の削減を図るため、実際の契約では、近場の施設を4ないし5施設まとめて契約している。

入札制度の効果を検証するには、年度ごとに同じ施設を対象に比較することが一番適当と思われる。今後、工夫したい。

最近の委託案件の入札傾向を見ると、例えば庁舎総合管理委託の場合では12番目の会社と契約する等、低価格の入札傾向が見られる。また、16年度行った条件付一般競争入札の16件のうち、8件が最低制限価格にかかり失格している。

ある程度安く人を雇えるという状況から、どうしても受注したいという会社は増えている結果であると考えている。

本庁舎清掃委託で見ると、相当の人数を抱え、1年間確実に履行することを考えると、金額的にはそう高くないのではないかと考えている。

従業員を抱え、経営を維持していくためには、多少の持ち出しはあっても受注したいということが顕著に見られたものと思われる。

区としても、安ければそれにこしたことはないという気持ちがある一方、こうした清掃業務や管理業務であると、労働集約的な、人件費がほとんどを占める委託業務になるため、あまりに低額な金額はいかなるものかと思われる。

最低制限価格は、前年の実績等、さまざまな要素を総合的に判断して区で決めている。幅はあるものの、8割から3分の2という枠の中で、個別案件の条件としている。

工事においては、最低制限価格とあわせ、最低入札調査価格を設定している。この価格より低いものを入れた場合には、履行の確保を重点に調査する。調査したところでは、社員を抱えているため利幅は少なくともいいから少しでも回したいとか、資材を抱えているため回転をよくしたいという理由等であり、こうした理由から推測すると、委託もおそらく似たような理由があり差がでたものと思われる。

区内業者の健全な発展を促すという目的からみて、最低制限価格をどのように考えたらいいのか。だれが受注しても適正な利益というよりは、その業者にとって適正な利益とはなにかという意味で、お尋ねしたい。

業者にとって適正な利益というのは難しい問題であり、もう少し民間も含め見ていかないと、適正な状態を推計することは非常に難しいような気がする。とりわけ今回出てきた総合管理業務委託等は、今後とも継続して見ていきたい。

履行途中で倒産した業者の倒産原因を探り、入札時におけるチェックを分析するのではなく、そういう状態になったときに、区の損害をどのようにリカバリーするのかを優先に考えるべきである。

契約後、前払金等で支払っていることはあるのか。工事の場合はどうなのか。

工事の場合は調査価格で、委託は場合により制限価格を設定しているものもある。

委託については、保守委託や清掃委託、調査研究委託等多種多岐にわたり、その内容や特性等を細部にわたり検討しなければならないが、今後調査価格のようなものを設定し、個別の事案について判断をしていくことはできるかもしれない。ただ、現状では、区の積算では価格を設定し難い委託が非常に多い。

これまで清掃や保守等、区として見積もりができ、標準化しやすいものについては、標準仕様書等を作成したように、できるところから行っていきたい。

委託において前払金はなく、月払いである。

工事については、契約保証金等があり、また工事保証等があるため、それらで対応する。

なお、倒産した場合は、区民が常時使用している施設があり、継続して仕事を行えることに重点をおいて、次の会社を探すということになる。